

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 行政処分に伴う役員給与の減額

**Q** : 当社の役員が、先日法令違反をし行政処分を受けましたので、給与を3ヶ月間減額しました。この場合の給与はどのように取り扱われますか？

**A** : 損金に算入することができます。

#### 【解説】

役員に対する定期給与が損金に算入されるには、原則として、各事業年度の各支給時期における支給額が同額でなければなりません。

したがって、ご質問のように、役員の不祥事により一定の期間だけ給与を減額し、その期間経過後は、減額前の給与の額を支給するというような場合は、各支給時期における支給額が同額でないことから定期同額給与に該当せず、損金に算入することができないのではと思われるかもしれません。

しかしながら、企業秩序を乱した役員の実態を問うべく、一定期間の役員給与の減額処分を行うことは、企業慣行として定着しており、これを定期同額給与として取り扱わないとすると、実態からかけ離れてしまうことにもなりかねないことなどから、役員給与を減額する理由が、企業秩序を維持して、円滑な企業運営を図るため、あるいは法人の社会的評価への悪影響を避けるためにやむを得ず行われたものであり、かつ、その処分の内容が、その役員の実態に照らして社会通念上相当のものであると認められる場合には、減額した期間においても定期給与の支給が行われるものとして取り扱ってよいこととされています。

